

○早島町ウェブサイト広告掲載の取扱いに関する要領

(平成18年7月1日要領第7号)

**改正** 平成21年3月26日要領第1号 平成23年1月25日要領第1号  
平成25年3月28日要領第1号 令和元年5月1日要領第1号  
令和4年4月1日要領第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、早島町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、早島町がインターネット上に公開しているウェブサイト（以下「町ウェブサイト」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 町ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、その範囲は、要綱第3条によるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載する位置は、町ウェブサイトのトップページの早島町が指定する場所とし、掲載数は最大12枠とする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告は、掲載期間の長い広告を優先する。ただし、掲載期間が同一のときは先着順とする。

2 前項の規定による順位により広告を掲載した場合に空きが生じたときは、順次掲載位置を繰り上げるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、1枠につき次のとおりとする。

- (1) 天地 50 ピクセル
- (2) 左右 175 ピクセル
- (3) 10 キロバイト以内
- (4) G I F 形式

2 広告は静止画とし、アニメーションG I F等の動画を使用してはならない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は1月単位とし、連続掲載の申込期間は各年度最大で12月までとする。

2 広告掲載期間中に、サーバーのメンテナンス等の理由で町ウェブサイトの公開を停止する期間についても、掲載の期間に含むものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、当該日数分につき広告掲載料を日割り計算により減額することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 町長は、町広報紙、町ウェブサイト等により、毎年2月に次年度分の広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)を募集するものとする。

2 年度途中に掲載枠に空きが生じたときは、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込者は、掲載を希望する月の20日前までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 早島町ウェブサイト広告掲載申込書(別記様式第1号)
- (2) 広告掲載しようとする広告の原稿案
- (3) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 同一申込者が申し込める広告は、原則として1月につき1枠とする。

(広告掲載の審査)

第10条 広告掲載の適否の審査は、要綱第8条に規定する広告審査委員会が、次により行うものとする。

- (1) 広告の掲載申込みについて、要綱第3条及び第11条第4項を満たしているか確認する。
- (2) 審査結果は、直ちに町長に報告するものとする。

(広告掲載の決定等)

第11条 町長は、第9条に規定する広告掲載の申込みがあつたときは、前条による広告掲載の適否の審査を経て、掲載広告を決定し、早島町ウェブサイト広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが、町ウェブサイトの広告掲載数を超えるときは、抽選により広告掲載を決定するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、第5条に定める規格により、町長が指定する期日までにデジタルデータで提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第12条 広告主は、申し込み内容等に変更が生じたときは、早島町ウェブサイト広告掲載変更・中止申込書（様式第3号）を速やかに届け出なければならない。また、広告の掲載を中止しようとするときも同様とする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

（平成18年 早島町要領第6号）

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日要領第1号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年1月25日要領第1号）

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日要領第1号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日要領第1号）

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要領第6号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号

[別紙参照]

様式第 2 号

[別紙参照]

様式第 3 号

[別紙参照]